

[判例研究]

日本放送協会放送受信料債権に対する

民法 168 条 1 項前段の適用の有無

— 最高裁判所平成 30 年 7 月 17 日第三小法廷判決の検討 —

磯本 典章

〈目次〉

- 1、はじめに
- 2、事案の概要
- 3、判決要旨
- 4、定期金債権に関する判例・通説
 - (1) 定期金債権の意義
 - (2) 定期金債権の消滅時効
 - (3) 定期金債権の消滅時効の適用範囲
- 5、本判決の構成
- 6、本判決の検討
- 7、まとめとして

1、はじめに

放送法は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」(64条1項本文)と規定する。

最高裁判所大法廷は、平成29年12月6日に、日本放送協会が放送受信契約を締結しない者に対して放送受信料の支払等を求めた民事訴訟の判決を行った⁽¹⁾。

この大法廷判決を先例として、最高裁は、受信料債権に対する民法168条1項前段の適用の有無⁽²⁾、テレビ付き賃貸住宅(レオパレス)の入居者の受信料支払義務⁽³⁾、ワンセグ機能付き携帯電話のみを所持する者の受信契約締結義務⁽⁴⁾、ビジネスホテル東横インの客室に設置されたテレビの受信契約締結義務に関する判断を行った⁽⁵⁾。

本稿の目的は、最判平成30年7月17日を素材として、日本放送協会の放送の受信についての契約に基づく受信料債権に対する民法168条1項前段の適用の有無について考察することにある。

なお、令和2年4月1日に、平成29年法律第44号(民法(債権関係)の一部を改正する法律)による民法改正が施行された。本判決は、最高裁判所第三小法廷が平成30年7月17日に判決したものである。従って、本判決は、民法改正の施行前の判決であり、改正前の民法の規定に準拠している。そのため、本判例研究も民法改正前の条文の規定に依拠している。

注

- (1) 最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁。磯本典章「日本放送協会放送受信料訴訟の検討—最高裁平成29年12月6日大法廷判決—」学習院大学大学院法学研究科法学論集第26号61頁以下(2019)。

- (2) 最判平成 30 年 7 月 17 日民集 72 卷 3 号 297 頁。
(3) 最決平成 30 年 8 月 29 日 Lex/DB25561396。

本件の事案の概要は次のようなものである。会社の従業員 X は、X の意思ではなく勤務する会社が指定する家具家電付きの賃貸マンション（レオパレス）に入居した。そして、X は日本放送協会 Y との間で放送受信契約を締結して受信料を支払った。その後、X は、Y との間で受信契約を締結する義務はないし、受信料支払い義務もないと主張して、X は Y に対し不当利得返還請求権に基づき返還を求めて提訴した。

原審判決（東京高判平成 29 年 5 月 31 日判時 2354 号 20 頁）は、放送法 64 条 1 項本文規定の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、「受信設備を物理的に設置した者だけでなく、その者から権利の譲渡を受けたり承諾を得たりして、受信設備を占有使用して放送を受信することができる状態にある者も含まれる。」とした。その上で、二審判決は、二審が自ら定立した要件に関して要件適合性を検討することもなく、漫然と X の請求には理由がないとした。

最高裁第一小法廷は、平成 30 年 8 月 29 日に、X の上告を棄却する決定をした。この決定により、第二審の東京高裁判決が確定した。

本決定において、最高裁判所第一小法廷は、近代私法の基本的前提である「私的自治の原則」に関する初歩的な誤りを犯した。本決定は近い将来変更を余儀なくされるものと考えられる。

磯本典章「テレビジョン受信機付き賃貸マンション（レオパレス）の入居者の日本放送協会放送受信契約締結義務—最高裁判所第一小法廷平成 30 年 8 月 29 日決定の検討—」学習院大学大学院法学研究科法学論集第 27 号 1 頁以下（2020）。

- (4) 最決平成 31 年 3 月 14 日公刊物未登載。ワンセグ機能付き携帯電話を所持する者は、放送法 64 条 1 項本文規定の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当し、日本放送協会との間で受信契約を締結する義務を負う。

東京地判令和元年 5 月 15 日 Lex/DB25570269。ワンセグ機能付きカーナビを所持する者は、放送法 64 条 1 項本文規定の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当し、日本放送協会との間で受信契約を締結する義務を負う。

- (5) 最決令和元年7月24日公開物未登載。日本放送協会がビジネスホテル東横インに対して客室に設置されたテレビの受信料の支払いを求めた訴訟において、最高裁は東横インの上告を退ける決定を行った。そのため、東横インに約19億3500万円の支払を命じた2審判決が確定した。

2、事案の概要

Y（反訴被告・控訴人兼附帯被控訴人・上告人）は、遅くとも平成7年6月末までに、X（日本放送協会、反訴原告・被控訴人兼附帯控訴人・被上告人）との間で、Xの放送の受信についての契約を締結した。Xは、Yに対し、Xとの放送受信契約に基づき、平成23年4月分から平成29年5月分までの受信料合計9万6940円及び遅延損害金の支払を求めた。

これに対し、Yは、Xが放送受信契約に基づく受信料の支払を20年間請求しなかったことから、民法168条1項前段所定の定期金債権の消滅時効が完成したと主張して争った。

原審は、Xの請求を認容すべきものとした。原判決に対して、Yが上告受理の申立てを行った。

最高裁第三小法廷はこれを上告審として受理した。その上で、Xの放送受信契約に基づく受信料債権には、民法168条1項前段の規定は適用されないと判断して、上告を棄却する判決をした。

3、判決要旨

「受信契約に基づく受信料債権は、一定の金銭を定期に給付させることを目的とする債権であり、定期金債権に当たるといえる。」

「しかし、放送法は、公共放送事業者であるXの事業運営の財源を、Xの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に広く公平に受信料を負

担させることによって賄うこととし、上記の者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた規定を置いているのであり(最高裁平成 26 年(オ)第 1130 号、同年(受)第 1440 号、第 1441 号同 29 年 12 月 6 日大法廷判決・民集 71 卷 10 号 1817 頁参照)、受信料債権は、このような規律の下で締結される受信契約に基づき発生するものである。受信契約に基づく受信料債権について民法 168 条 1 項前段の規定の適用があるとするれば、受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れ得ることとなり、上記規律の下で受信料債権を発生させることとした放送法の趣旨に反するものと解される。」

「したがって、受信契約に基づく受信料債権には、同項前段の規定は適用されないと解するのが相当である。」

4、定期金債権に関する判例・通説

(1) 定期金債権の意義

通説によれば、定期金債権とは、一定の金銭その他の代替物を定期に給付させることを目的とする債権をいう。

一定期日に、すなわち、一定の期間が経過するごとに、給付を受ける請求権を生じさせる債権である。各定期に請求する個々の債権(「支分権」という)を意味するのではなく、この各定期の債権を発生させる基本たる債権(「基本権」という)を意味する⁽⁶⁾。

定期金債権の例としては、終身年金および一定の有期年金における年金債権、扶養料債権、賃料債権、永小作料債権、地上権の地代債権、利息債権などがあげられる⁽⁷⁾。

年金債権としては、民法に定める終身定期金契約(689 条以下)に基づく債権があるが、わが国ではほとんど行われぬ⁽⁸⁾。

分割払、例えば年賦払または月賦払の債権は、確定した一個の債権の内容

を分割して支払うものであって、この定期に支払うべき債権を生ずる基本債権に該当するものはない。従って、民法 168 条にいう定期金債権ではない(大判明治 40 年 6 月 13 日民録 13 輯 643 頁)。

(2) 定期金債権の消滅時効

通常の債権の時効期間は、10 年である (167 条 1 項)。民法は、基本権たる定期金債権と、それから発生する支分権について、別個の時効期間を規定する。

定期金の債権は、第 1 回の弁済期から 20 年間行使しないときは消滅する。最後の弁済期から 10 年間行使しないときも同様とする (168 条 1 項)。支分権の時効と区別されて基本権が時効にかかるというのは、定期に支分権を生じさせる法的な根拠そのものが時効にかかることを意味する⁽⁹⁾。

この時効を認めた立法理由は、長く継続する定期金について最後の弁済期まで時効を進行させないのは、不当であるからである⁽¹⁰⁾。そのため、通常の債権の時効期間の 10 年よりも長期の 20 年を定めたものである。

年またはこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5 年間行使しないときは、消滅する (169 条)。これは、一般に定期給付債権と称される。

具体的には、① 1 年以内に定期に支払われる債権 (例として、家賃・地代・利息・給料等がある)、② 定期金債権の支分権でその弁済期が 1 年以内に繰り返されるものが含まれる⁽¹¹⁾。

これらの債権は、支払が怠られて累積しがちであることと、支払っても受取証の保存が十分になされないことがあるから、その時効期間を短縮して 5 年としたものである⁽¹²⁾。

支分権が時効にかかるということは、支払時期が到来して具体的に発生した個々の支分権が、それが生じた基本権の存在又は不存在とは無関係に、別個独立して時効にかかることを意味している⁽¹³⁾。

(3) 定期金債権の消滅時効の適用範囲

通説は、定期金債権であっても、定期金債権の消滅時効を規定した民法 168 条 1 項が適用されない場合があるとする。これらの学説は、以下の如く、定期金債権の種類に応じて、その債権発生原因に係る法律関係を分析し検討して、民法 168 条 1 項を適用するか否かを決定している⁽¹⁴⁾。

賃料債権は、賃貸借の一部をなすものであり、それから離れて独立して時効にかかることを認めるべきではない。賃料を支払わないでよい賃貸借は認められるべきではない。従って、民法 168 条 1 項は賃料債権には適用されない⁽¹⁵⁾。

永小作料債権は、永小作権の一部をなすものであり、それから独立して時効にかかることを認めるべきではない。永小作料を支払わなくてもよい永小作権は認められるべきではない。従って、民法 168 条 1 項は永小作料債権には適用されない⁽¹⁶⁾。

利息債権、すなわち、定期に支払うべき個々の利息ではなく、この利息を生ずる基本たる利息債権は、本質上は定期金債権である。しかし、主たる債権と分離した存在を有せず、主たる債権の存在する限り存在するものである。従って、民法 168 条 1 項は基本権たる利息債権には適用されない⁽¹⁷⁾。

扶養料債権のうち、一定の親族関係に基づいて法律上当然に生ずるものについては、その親族関係が存在する間は、基本権としての扶養料債権のみの時効を認める余地がない。契約に基づく扶養料債権についてのみ 168 条 1 項の適用が可能となる⁽¹⁸⁾。

地上権に基づく地代債権については見解が分かれる。地上権における地代は必ずしも地上権の内容ではない（民法 265 条・266 条 1 項）ので、地代の定めある地上権について地代債権が民法 168 条 1 項によって時効にかかることはあり得るとする説がある⁽¹⁹⁾。しかし、地上権に基づく現実の土地利用が行われていて、それによって利益を受けている関係が進行している中で、地代の債権だけが民法 168 条で消えるということとはありえないとされる⁽²⁰⁾。

以上のごとく、民法 168 条が適用される定期金債権は、実際には必ずしも多くはなく、民法 168 条が実際に問題となる場合は乏しいとされる⁽²¹⁾。結局、民法 168 条が適用される定期金債権は、終身定期金契約に基づく債権くらいしか想起できないことになる⁽²²⁾。

立法の沿革に鑑みれば、民法 168 条の適用が予定されていた定期金債権とは、終身定期金契約に基づく定期金債権であるとされる⁽²³⁾。

通説が、定期金債権に該当する債権といえども、民法 168 条 1 項の適用の無い債権が存在するとする理由は、次のように説明されている。すなわち、これらの債権は、その債権を生み出した原因である当該契約の構成要素であり、元来これらの債権は当該契約と分離独立しては存在しえない点にあるとする。従って、これらの債権は当該契約から離れて独立して時効にかかることはできないとする⁽²⁴⁾。

定期金債権であっても、民法 168 条 1 項が適用されない場合があるとする通説に対して、基本権としての賃料債権や永小作料債権、利息債権に対して、民法 168 条の適用の例外とすべきではないとする見解がある⁽²⁵⁾。

注

- (6) 山野目章夫『民法概論 1 民法総則』341 頁（有斐閣、2017）、川島武宜編『注釈民法（5）総則（5）』（平井宜雄執筆）324 頁以下、325 頁（有斐閣、1967）、川島武宜『民法総則（法律学全集 17）』522 頁（有斐閣、1965）、我妻榮『新訂民法総則（民法講義 1）』489 頁（岩波書店、1965）。
- (7) 川島編・前掲注（6）（平井執筆）325 頁、我妻・前掲注（6）489 頁、平野裕之「判批」判時 2424 号 189 頁以下、194 頁（判評 731 号 27 頁以下、32 頁）（2020）。
- (8) 川島編・前掲注（6）（平井執筆）325 頁。松久三四彦「判批」リマークス 59 号（2019〈下〉）6 頁以下、7 頁（2019）は、年金債権（受給権）について次のように解説する。公的な年金受給権については、その時効期間も規定されているのでそれによる。確定給付企業年金法には受給権の消滅時効に関する規定が無いので、民法 168 条が適用される。

生命保険会社が取扱う個人年金保険は生命保険の一種であり、その基本権としての年金債権の消滅時効期間は 3 年である。

- (9) 川島・前掲注 (6) 522 頁、平野・前掲注 (7) 192 頁 (判評 30 頁)。なお、現行民法は以下のように規定する。債権等の消滅時効に関して 166 条 1 項は、「債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき (1 号)。権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき (2 号)」。定期金債権の消滅時効に関して 168 条 1 項は、「定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から 10 年間行使しないとき (1 号)。前号に規定する各債権を行使することができる時から 20 年間行使しないとき (2 号)」。
- (10) 我妻・前掲注 (6) 490 頁。
- (11) 四宮和夫 = 能見善久『民法総則 (第 9 版)』437 頁 (弘文堂、2018)。民法改正前の 169 条の 5 年の消滅時効は廃止された。
- (12) 我妻・前掲注 (6) 491 頁。
- (13) 川島・前掲注 (6) 522 頁。
- (14) 中野琢郎「判批」ジュリ 1533 号 96 頁以下、97 頁 (2019)、香川崇「NHK 受信料債権に対する民法 168 条 1 項前段の適用」民商 155 卷 2 号 333 頁以下、336 頁 (2019)、平野・前掲注 (7) 194 頁 (判評 32 頁)、我妻・前掲注 (6) 489 頁、川島編・前掲注 (6) (平井執筆) 325 頁、川島・前掲注 (6) 523 頁、内田貴『民法 I (第 4 版)』315 頁 (東京大学出版会、2008)、四宮 = 能見・前掲注 (11) 435 頁、磯本典章「日本放送協会の放送受信料債権の消滅時効」学習院大学大学院法学研究科法学論集第 23 号 47 頁以下 (2016)。
- (15) 川島編・前掲注 (6) (平井執筆) 326 頁、我妻・前掲注 (6) 489 頁。
- (16) 川島編・前掲注 (6) (平井執筆) 326 頁、我妻・前掲注 (6) 489 頁。
- (17) 我妻・前掲注 (6) 489 頁、川島・前掲注 (6) 523 頁、川島編・前掲注 (6) (平井執筆) 326 頁。

- (18) 川島・前掲注 (6) 523 頁。
- (19) 川島編・前掲注 (6) (平井執筆) 326 頁、我妻・前掲注 (6) 489 頁。
- (20) 山野日章夫教授発言「法制審議会 (財産関係) 部会第 2 分科会第 1 回会議事録」『民法 (財産関係) 部会資料集 第 2 集 (第 12 卷) —第 1 から第 3 分科会議事録と分科会資料—』14 頁 (商事法務、2016)。
- (21) 川島編・前掲注 (6) (平井執筆) 326 頁。
- (22) 山野目・前掲注 (20) 14 頁、茂木明奈「基本権としての受信料債権に対する民法 168 条の適用の可否」白鷗法学第 25 卷 1 = 2 号 (通巻第 52 号) 327 頁以下, 338 頁 (2018) 参照。
- (23) 平野・前掲注 (7) 192 頁 (判評 30 頁)。香川・前掲注 (14) 342 頁は次のように述べる。立法の「沿革に鑑みれば、民法 168 条は証拠 (旧民法証拠編) 152 条に相当する規定であるから、同条の適用が予定されていた定期金債権とは、終身定期金契約に基づく定期金債権であるといえよう。この解釈は、民法 168 条の適用範囲を過度に限定するもののようにも見える。しかし、定期金債権のうち、民法 168 条の適用される定期金債権として学説上争いのないものは、年金債権だけであったことを鑑みれば、民法 168 条の適用される定期金を終身定期金に限定するという解釈は、あながち極端な解釈とはいえないであろう」。
- そうであるならば、基本権としての賃料債権、永小作料債権、利息債権等に関しては、最初から民法 168 条の適用は予定されておらず、民法 169 条の適用のみが予定されていたこととなる。
- (24) 松久・前掲注 (8) 8 頁は、「学説は、当該基本権の発生原因となる法律関係と当該基本権を消滅時効により分離することが可能かどうかという視点から判断している」と述べる。茂木・前掲注 (22) 333 頁。
- (25) 石田穰『民法総則 (民法大系 (1))』1136 頁 (信山社、2014)、茂木・前掲注 (22) 332 頁。

5、本判決の構成

(1) 本件の第一の争点は、放送受信契約に基づく基本権としての受信料債権が、民法 168 条の定期金債権に該当するかである。

本判決は、「受信契約に基づく受信料債権は、一定の金銭を定期に給付させることを目的とする債権であり、定期金債権に当たるといえる」と判示した。

最判平成 26 年 9 月 5 日⁽²⁶⁾は、日本放送協会の受信料債権（支分権）の消滅時効期間について、「(放送の受信についての) 契約に基づく受信料債権は、年又はこれより短い時期によって定めた金銭の給付を目的とする債権に当たり、その消滅時効期間は、民法 169 条により 5 年と解すべきである」と判示していた。すなわち、この最判平成 26 年 9 月 5 日は、基本権である受信料債権は民法 168 条 1 項が適用される定期金債権に当たるかについて触れることなく、支分権である受信料債権には民法 169 条が適用されるとした⁽²⁷⁾。

それに対して、本判決は、受信料債権は定期金債権に当たると明確に判示した。従って、受信料債権は、一定の金銭の定期的な給付が目的である債権である点が確認された。

(2) 本件の第二の争点は、日本放送協会の放送受信契約に基づく基本権としての受信料債権に対して、民法 168 条 1 項前段の規定が適用されるかである。

本件第一審判決⁽²⁸⁾は、まず、基本権としての永小作料債権や賃料債権には、民法 168 条 1 項は適用されないと述べる。

その上で、日本放送協会は、放送受信契約に基づき、受信設備設置者に対し放送受信料債権を有する一方で、その放送を受信させる債務を負い、放送受信料債権と対価性のある債務を負っていると述べている。また、放送法は

放送受信設備を設置した者に対して日本放送協会の運営費につき広く公平な負担を求めていると述べている。

従って、放送受信契約は、必ず放送受信料を伴うものであり、受信料のない放送受信契約は認められるべきではないから、民法168条1項は適用されないとする。また、民法168条1項が適用されるとすると、契約当事者間の公平を害し、受信設備設置者間の公平も害するとする。すなわち、放送受信契約は双務契約であり有償契約であるとして、対価性の観点から理由づけを行っている。よって、第一審判決は受信料を対価説に立って理解している。

本件第二審判決⁽²⁹⁾は、まず、賃貸借契約に基づく賃料債権には、民法168条1項は適用されないと述べる。

その上で、日本放送協会が放送を受信可能とする義務を負担していることに対応して、受信設備設置者は放送受信契約を締結し、受信契約関係を継続し、受信契約の重要な内容とし受信料支払義務を負担していることからすると、放送受信契約には必ず放送受信料の支払義務が伴うものであり、放送受信料の支払義務の伴わない放送受信契約の存在を認める余地はないと述べている。

従って、放送受信料の支払義務の伴わない放送受信契約の存在は認められないので、民法168条1項は適用されないとする。すなわち、放送受信契約の双務契約性、および、放送受信契約の重要な内容として受信料支払義務を負担している点、つまり契約の要素である観点から理由づけを行っている。よって、第二審判決も受信料を対価説に立って理解している。

本最高裁判決は、「受信契約に基づく受信料債権には、同項（筆者注・168条1項）前段の規定は適用されないと解するのが相当である」と結論した。

本判決は、その理由を、受信料債権は放送法の下で締結される受信契約に基づき発生するものであり、受信契約に基づく受信料債権について民法168条1項前段の規定の適用があるとすれば、放送法の趣旨に反すると述べる。

すなわち、本判決は、放送法は公共放送事業者である日本放送協会の事業

運営の財源を、放送受信設備設置者に公平に受信料を負担させることによって賄うこととし、その者に受信契約の締結を強制する旨を定めた規定を置いているのであり、受信料債権はこのような規律の下で締結される受信契約に基づき発生するものであるとする。つまり、放送法の制度趣旨の観点から理由づけを行っている。よって、最高裁判決は受信料を日本放送協会の事業運営のための費用負担金説に立って理解している。

注

- (26) 最判平成 26 年 9 月 5 日判時 2240 号 60 頁, 62 頁。
- (27) 磯本・前掲注 (14) 56 頁。
- (28) 大阪地判平成 29 年 3 月 22 日民集 72 卷 3 号 297 頁, 304 頁。
- (29) 大阪高判平成 29 年 9 月 8 日民集 72 卷 3 号 297 頁, 311 頁。

6、本判決の検討

本判決は、受信料債権が定期金債権に該当するといえるとした上で、最大判平成 29 年 12 月 6 日を参照して、放送法の趣旨から、放送受信契約に基づく受信料債権には民法 168 条 1 項前段の規定は適用されないとした。

本判決は、定期金債権に該当するが民法 168 条 1 項前段が適用されない場合があることを認めた最高裁判所の最初の判断であった。

本判決は、定期金債権に該当する債権の中で民法 168 条 1 項前段の適用の有るものと無いものとに分ける通説と同じ立場を採用している⁽³⁰⁾。

そして、本判決は、民法 168 条 1 項前段の規定は適用されないとする理由づけを、第一審判決の放送受信契約における双務契約性・有償契約性および放送受信契約の対価性の観点からの理由づけ、並びに、第二審判決の放送受信契約における双務契約性および放送受信料の契約要素性の観点からの理由づけとは異なり、放送法の立法趣旨の観点から説明する。その理由はどこに

あるのであろうか。

問題となる債権が、賃料債権のように民法の財産法の規律の下で（民法601条）締結される契約に基づき発生するものであれば、債権が契約の構成要素である点を述べることにより、通説の存在と相まって、民法168条1項前段の規定は適用されないとする説明が可能であった。

また、扶養料債権のように、民法の家族法の規律の下で（民法877条）一定の親族関係に基づいて発生するものであれば、扶養料が親族扶養のための構成要素であることを述べることにより、通説の存在と相まって、民法168条1項前段の規定は適用されないとする説明が可能であった。

しかし、受信料債権は、公法である放送法の規律の下で締結される受信契約に基づき発生するものであり、民法の財産法や家族法に基づく債権発生原因とは異なるために、別個の説明が必要となった。つまり、受信料債権の発生原因は放送法制上一律ではなく、そのため受信料債権の存在が放送受信契約の構成要素とは限らない法制度がありうるからである。

本判決は、まず、受信料債権が定期金債権に当たるといえるとし、その上で、受信料債権は受信契約に基づき発生するものであり、受信契約は放送法の規律の下で締結されるとする。そして、本判決は、放送法の規律について、受信設備の設置者には日本放送協会との受信契約の締結が強制され、広く公平な受信料負担が課せられる点を、最大判平成29年12月6日により確認する。

その上で、放送受信契約には必ず受信料の支払義務が伴うものであり、放送受信料の支払義務の伴わない放送受信契約の存在を認める余地はなく、基本権としての受信料債権が受信契約から離脱して時効消滅することはあり得ないのであり、民法168条1項前段の規定は適用されないとする⁽³¹⁾。

つまり、本判決は、放送法により、日本放送協会の財源を確保するために、放送受信契約の締結が強制されているという受信料債権の発生原因の特性を勘案して、民法168条1項前段の適用を否定したものである⁽³²⁾。

本判決の判断の方法は、債権の発生原因に係る法律関係を検討し、定期金債権の消滅時効の適用を認めることにより不都合な結果を招来することが無いかどうかを検証する手法といえる⁽³³⁾。

受信料債権に関して民法 168 条 1 項前段の適用を否定する本判決に対して、反対する見解は少ないように思われる⁽³⁴⁾。

注

(30) 中野・前掲注 (14) 98 頁。香川・前掲注 (14) 339 頁は、「本判決で示された民法 168 条の解釈方法は、通説の解釈方法に等しいものである。これは、民法 168 条 1 項が適用されない類型を析出することで、同条が適用される定期金債権を消極的に明らかにするという解釈方法である」と述べる。

(31) 松久・前掲注 (8) 8 頁は、以下のように述べる。「学説は、当該基本権の発生原因となる法律関係と当該基本権を消滅時効により分離することが可能かどうかという視点から判断しているが、そこには、分離させてよいかどうかという実質的な判断が含まれている」。

「受信料債権は、契約により生じるものではあるが、契約の強制的締結が可能であることから（放送法 64 条 1 項、前掲最大判平成 29 年 12 月 6 日）、実質的には法律により生じる定期金債権であり、その時効消滅の可否という本問題は、放送法の趣旨に照らして判断すべきものである」。

日本放送協会の事業運営の財源を受信設備設置者に広く公平に負担させることとし受信契約の締結強制の規定を置いて受信料債権を発生させることとした「放送法の趣旨」から、本判決が民法 168 条 1 項前段の適用を否定したのは妥当である。

(32) 中野・前掲注 (14) 99 頁。

(33) 中野・前掲注 (14) 99 頁。

(34) 平野・前掲注 (7) 195 頁（判評 33 頁）「本判決が私法上の契約とは異なり負担の公平ということを強調し 168 条 1 項前段の適用を否定した」。

秋山靖浩「判批」法教 458 号 142 頁（2018）「放送法の規律に服する受信契約に基づ

いて発生するという受信料債権の特殊性を尊重して、民法 168 条 1 項前段の適用を否定した」。

石松勉「判批」新・判例解説 Watch (Web 版) 民法 (財産法) No.152 4 頁 (2018) 「168 条 1 項前段の 20 年の消滅時効の適用の可否を判断するに際して、受信料制度の根幹をなす NHK の財源確保及び費用負担者の公平性確保の二つが決定的に重要である」、同「判批」福岡大学法学論叢 63 卷 4 号 961 頁以下, 975 頁 (2019)。

香川・前掲注 (14) 338 頁「放送受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務を免れ得ることが放送法の趣旨に反するとして、民法 168 条 1 項前段の適用を否定する」。

松尾弘「判批」法セ 772 号 118 頁 (2019) 「個々の受信料債権が時効消滅しても、受信設備の設置状態が存続する限り受信料債権が不断に発生すると解すべきことが、当事者間および他の受信者との公平上認められる点に、民法 168 条 1 項前段の適用否定の根拠がある」。

丸山絵美子「判批」平成 30 年度重判解 1531 号 62 頁以下, 63 頁 (2019) 「もっぱら放送法の趣旨から適用否定を理由づけた」、同「判批」民事判例 18 - 2018 年後期 84 頁以下, 86 頁 (2019)。

7、まとめとして

本判決は、日本放送協会の放送受信契約に基づく受信料債権に対して、民法 168 条 1 項前段の規定は適用されないとした。

民法 169 条の適用される債権(支分権)の基本権とされる定期金債権であっても、必ずしも民法 168 条 1 項前段の規定の適用があるわけではないことが明らかにされた⁽³⁵⁾。

本件においては、日本放送協会の権利行使の懈怠が存在する。しかし、本判決のごとく民法 168 条 1 項の適用が否定されても、民法 169 条により支分権としての各期の放送受信料債権は 5 年の経過により時効消滅する⁽³⁶⁾。従っ

て、一審判決は、日本放送協会と受信設備設置者の公平を著しく害する結果は生じないとする⁽³⁷⁾。

定期金債権であっても民法 168 条 1 項が適用されない場合があるとする通説に対して、反対に民法 168 条 1 項の適用を認めた上で、日本放送協会は訴訟提起を以て再度の契約締結を行えばよいとする見解がある⁽³⁸⁾。しかし、受信料債権においては、この見解には合理性がないと評されている⁽³⁹⁾。

放送法は公法である。行政法規は一定の政策目的の実現という性格を有していることから、行政法規の解釈については立法者の意思および立法の歴史的背景が重視されるべきである⁽⁴⁰⁾。

放送法は、日本放送協会の事業運営の財源を、放送受信設備の設置者に公平に受信料を負担させることにし、受信設備設置者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた規定を置いているのであり、受信料債権は、このような規律の下で締結される受信契約に基づき発生するものである。

受信料債権は、私的な取引の契約から発生する債権ではなく、公法である放送法の規律の下で締結される受信契約に基づき発生する債権であり、放送法の趣旨に照らして解釈されるべきである⁽⁴¹⁾。

168 条の適用を認めた場合には、受信契約が消滅するか、受信契約の解除の対象となることになるとする見解がある⁽⁴²⁾。しかし、放送受信契約の未契約者は 900 万世帯あり、これらに加えて、更に訴訟を提起して受信料を請求するというのは、放送受信契約の締結の実態を考えるならば現実的ではないと考えられる。

つまり、本判決は、通常の少数の契約者が存する契約に基づく債権とは異なり、極めて多数の契約者が存する日本放送協会の受信契約に基づく受信料債権について、民法 168 条 1 項前段が適用されないことを示したものともいえる⁽⁴³⁾。

受信料債権に対する民法 168 条 1 項前段の規定の適用の有無に関しては、民法の範疇のみで解釈されるべきではなく、公法である放送法の趣旨に適合

した解釈がなされるべきである。本判決は、放送法の趣旨に適合した判決であり、先例の最大判平成 29 年 12 月 6 日と整合性を有する妥当な判決と考えられる。

ところで、放送受信契約は、一般的には売買契約等と同様の「取引的契約」と理解されているものと思われる。しかし、放送受信契約は「制度的契約」と捉えられるべき契約である⁽⁴⁴⁾。

「制度的契約論」⁽⁴⁵⁾は、内田貴教授が提唱される契約法理論であり、日本放送協会の放送受信契約の特質を検討する上で極めて有効な理論を提示する。

内田教授は、制度的契約の理論の特質を次のように述べられる。第 1 は、個別交渉排除の原則である⁽⁴⁶⁾。第 2 は、締約強制、平等原則、差別禁止原則である⁽⁴⁷⁾。第 3 は、参加原則である⁽⁴⁸⁾。第 4 は透明性原則、アカウントビリティである⁽⁴⁹⁾。

放送法は、制度的契約の第 1 原則と第 2 原則（締約強制）と第 3 原則を規定している⁽⁵⁰⁾。最大判平成 29 年 12 月 6 日は、公共放送を担う日本放送協会の財政的基盤を安定的に確保するためには日本放送協会が放送法に定められた日本放送協会の「目的・業務内容等を説明するなどして」⁽⁵¹⁾と述べて、制度的契約の第 4 原則である説明義務について判示している⁽⁵²⁾。最大判平成 29 年 12 月 6 日は、制度的契約の第 2 原則である締約強制についても判示する⁽⁵³⁾。

本最高裁判決は、受信料債権について民法 168 条 1 項前段の規定の適用があるとするれば、「受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れ得ることとなり」と述べて、受信料の支払義務に不平等が生ずるとする。つまり受信料債権の消滅時効を通して、制度的契約の第 2 原則である平等原則について判示する。

以上のように、放送法⁽⁵⁴⁾の規定および最高裁判決から考察するならば、日本放送協会の放送受信契約は「取引的契約」ではなく、「制度的契約」で

あると述べている。

注

- (35) 中野・前掲注 (14) 99 頁。
- (36) 前掲注 (26) 最判平成 26 年 9 月 5 日判時 2240 号 60 頁。
- (37) 大阪地判平成 29 年 3 月 22 日民集 72 卷 3 号 297 頁, 309 頁。
- (38) 茂木・前掲注 (22) 336 頁。
- (39) 松久・前掲注 (8) 9 頁。
- (40) 高木光「行政法規の解釈における参照事項—放送法 64 条 1 項を素材とした一考察—」
法曹時報第 69 卷第 6 号 1 頁以下, 5 頁 (2017)。
- (41) 松久・前掲注 (8) 9 頁において同様の趣旨が述べられている。
- (42) 茂木・前掲注 (22) 336 頁。
- (43) 中野・前掲注 (14) 99 頁参照。
- (44) 磯本・前掲注 (1) 91 頁。
- (45) 内田貴『制度的契約論—民営化と契約』1 頁 (鳥羽書店、2010)。
- (46) 内田・前掲注 (45) 86 頁。
- (47) 内田・前掲注 (45) 86 頁。
- (48) 内田・前掲注 (45) 86 頁。
- (49) 内田・前掲注 (45) 87 頁。
- (50) 磯本典章「日本放送協会放送受信契約の締結強制と法的性質」学習院大学大学院法
学研究科法学論集第 24 号 29 頁以下、57 頁 (2017)。
- (51) 前掲注 (1) 最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 71 卷 10 号 1817 頁, 1831 頁。
- (52) 磯本・前掲注 (1) 84 頁。
- (53) 磯本・前掲注 (1) 71 頁・92 頁参照。
- (54) 放送法・日本放送協会・受信料の法的性格等に関して、本稿は塩野宏『放送法制の
課題 (行政法研究第 6 卷)』1 頁 (有斐閣、1989) および塩野宏「受信料考」『行政法概
念の諸相 (行政法研究第 8 卷)』515 頁 (有斐閣、2011) より多大のご教示をいただいた。

本最高裁判所平成30年7月17日第三小法廷判決の検討にあたり、2019年6月30日に白鷗大学において開催された2019年度春季（第40回）情報通信学会大会の個人研究発表におきまして、討論者の山野目章夫先生（早稲田大学）より貴重なご意見をいただきました。山野目章夫先生に深く感謝申し上げます。

（学習院大学大学院法学研究科博士後期課程修了）

（成蹊大学法学部非常勤講師）